

令和4年6月22日現在

定 款

株式会社ソトー

(大正 12 年 2 月 25 日創立)	(平成 17 年 6 月 29 日変更)
(大正 13 年 5 月 1 日変更)	(平成 18 年 2 月 1 日変更)
(昭和 2 年 10 月 7 日変更)	(平成 18 年 6 月 29 日変更)
(昭和 14 年 6 月 27 日変更)	(平成 21 年 6 月 26 日変更)
(昭和 17 年 6 月 27 日変更)	(平成 22 年 1 月 6 日変更)
(昭和 21 年 7 月 4 日変更)	(平成 23 年 6 月 29 日変更)
(昭和 22 年 10 月 31 日変更)	(平成 26 年 6 月 26 日変更)
(昭和 23 年 6 月 1 日変更)	(令和 4 年 6 月 22 日変更)
(昭和 24 年 3 月 25 日変更)	
(昭和 24 年 11 月 26 日変更)	
(昭和 26 年 4 月 28 日変更)	
(昭和 26 年 12 月 17 日変更)	
(昭和 28 年 8 月 11 日変更)	
(昭和 35 年 2 月 10 日変更)	
(昭和 39 年 7 月 29 日変更)	
(昭和 42 年 7 月 29 日変更)	
(昭和 48 年 7 月 30 日変更)	
(昭和 50 年 1 月 28 日変更)	
(昭和 58 年 2 月 24 日変更)	
(昭和 60 年 2 月 27 日変更)	
(昭和 61 年 2 月 27 日変更)	
(昭和 62 年 2 月 27 日変更)	
(平成 元 年 2 月 27 日変更)	
(平成 元 年 4 月 1 日変更)	
(平成 3 年 6 月 27 日変更)	
(平成 4 年 6 月 26 日変更)	
(平成 6 年 6 月 29 日変更)	
(平成 9 年 6 月 27 日変更)	
(平成 10 年 6 月 26 日変更)	
(平成 13 年 10 月 1 日変更)	
(平成 14 年 6 月 27 日変更)	
(平成 15 年 6 月 27 日変更)	
(平成 16 年 6 月 29 日変更)	

株式会社ソト一定款

第 1 章 総 則

(商号)

- 第 1 条 当社は株式会社ソトと称する。
- ② 当社の英文名は SOTOH CO., LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 毛糸および毛織物、その他各種繊維製品の染色、整理加工および製造、販売
 2. 不動産の賃貸および利用
 3. 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は本店を愛知県一宮市に置く。

(機関)

- 第 4 条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 6,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

- 第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎決算期日終了後 3 ヶ月以内に、そのほか必要ある場合に臨時株主総会を取締役会の決議により、本店および工場の所在地区またはその隣接する地に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 20 条 当会社の取締役は 8 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

ただし取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 24 条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を省略してこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項につ

いては、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 32 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 33 条 監査役は株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④ 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし前条第 3 項によって選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 当会社の監査役会はその決議により、常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は株主総会で選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会

において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 46 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

(附則)

1. 定款第 19 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 19 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。